年　　　月　　　日

松下幸之助記念志財団「『自然と人間との共生』理念の普及」誓約書

住所：

法人（団体）名：

代表者氏名：　　　　　　　　　　　　　　（署名・捺印）

当法人（団体）は公益財団法人 松下幸之助記念志財団（以下財団と称す）から金　　　万円の助成を

受け、２０２６年４月１日より２０２８年３月３１日にかけて、活動（活動名：
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　 ）を行うにあたり、以下の通り誓約いたします。

１．当法人（団体）は、財団への助成申請に際して提出した計画に従って本活動を実施します。

２．当法人（団体）は、本助成金を上記の計画に記載されている事項以外の目的には使用しません。

３．当法人（団体）は、本活動の全部または一部を第三者に委託または請負わせず、その必要がある

場合は事前に財団の承認を得ることに同意します。

　４．当法人（団体）は、財団に対して下記の報告を行います。

　　　①「活動報告」（１年経過毎）、「会計報告」（助成期間満了後２ヵ月以内）の有効な報告書を

出せない場合は、助成金全額を返還します。

　　　② 助成期間中の活動の進捗状況及び助成金の支出状況を報告します。（財団が要請した場合）

　　　③ 高額な出費（１万円超）については領収書を添付して会計報告をします。

５．当法人（団体）は、財団が年次報告等の目的のため、本活動の成果を公開・公表することを認めます。

当法人（団体）は、財団がウェブサイト・文書等を通して、活動報告を公開・公表することを

認めます。

当法人（団体）は、公開・公表された成果の内容・研究成果に関して第三者が異議申立て或いは

権利の主張を行った場合には、責任をもって解決し、財団に対し如何なる迷惑も掛けないことを

保証します。

６．当法人（団体）は、本活動の成果を公表する場合には、本活動の実施について財団の助成が

あった旨を公表するものとし、その際、財団の名称について和文では「公益財団法人

松下幸之助記念志財団」、英文では“K. MATSUSHITA FOUNDATION”を使用します。

７．当法人（団体）は、やむをえず上記の活動計画書の記載事項を大幅に変更、もしくは本活動の継続

が困難となった場合には、速やかに財団に対してその内容を記載した書面（変更・中止願）を

提出し、財団の承認を得るものとします。

また、助成金返還要請があった場合には、速やかに応じます。

８．当法人（団体）は、研究助成金に残高が生じた場合、財団に返却します。

９．当法人（団体）は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過

しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼう

ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しません。

次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを保証します。

1. 反社会的勢力が活動に実質的に関与していると認められる関係を有すること
2. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

１０．当法人（団体）は、この誓約書に違反した場合、または財団が本活動の実施を困難と認めた場合は、財団の要請に応じて本活動を中止し、また、財団から受領済の助成金及び助成金によって購入した資料等の返還要請があった場合には速やかに応じます。

１１．当法人（団体）は、この誓約書の解釈に疑義が生じたとき、及びこの誓約書に定められていない

事項に関する問題が生じた場合は、財団と協議し決定することに同意します。

以上